

【効果的福祉実践モデル構築に果たすプログラム評価の役割】

高齢者虐待防止の取組みにおける全事例評価(メゾレベル評価)の役割と意義

- 「市町村における高齢者虐待防止体制を強化するための評価モデル」の導入を通して -

神戸学院大学 水上 然(6966)

黒田 研二(関西大学・2797)

キーワード：高齢者虐待，市町村，プログラム評価

1. はじめに；厚生労働省の調査によれば，養護者からの高齢者虐待の疑いで 2009 年度に市町村に相談通報された事例は 25,140 件であった．市町村においては，虐待防止に向けた体制整備や個別事例への対応力強化が求められている．そこで，筆者らは，2008 年度に大阪府ならびに府内 5 つの市町村の協力のもと，「市町村における高齢者虐待防止体制を強化するための評価モデル」(水上・黒田 2011)を開発し，このモデルを基に評価マニュアル(評価シート，自動集計ソフトを含む)を作成し，市町村が独自に高齢者虐待防止施策のプログラム評価を行えるようにし，評価モデルの普及啓発を図った．

2. 市町村における高齢者虐待防止体制を強化するための評価モデル；本評価モデルは「虐待事例への個別対応から虐待防止の体制整備につながる評価」を基本コンセプトとし，評価を個別事例評価(マイクロレベル)，全事例評価(メゾレベル)，体制評価(マクロレベル)の3段階に整理し，評価の中核に「相談通報されたすべての事例」の評価を行う全事例評価を位置づけた．全事例評価は，マイクロレベルとマクロレベルの評価を結びつけると共に両者の強化をはかるものであると規定し，全事例評価を「高齢者虐待へのマイクロ・メゾ・マクロレベルでの総合的対応力を強化

するといった意図を持って，市町村や特定の圏域内で把握されたすべての高齢者虐待に関する事例を定期的かつ網羅的に評価し，高齢者虐待に対応する上での課題を抽出すること」と定義し，全事例評価のための会議(レビュー会議)を行うことにした．全事例評価はプログ

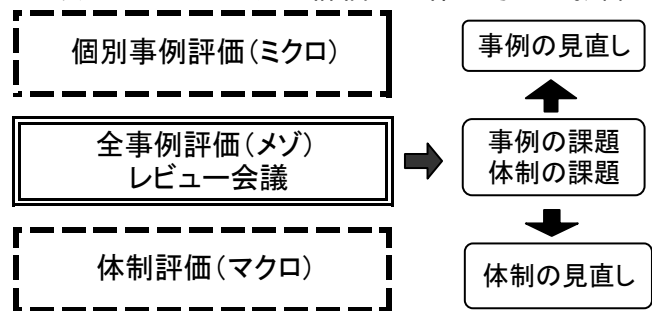
ラム評価におけるプロセス及びアウトカムモニタリングの評価の要素が強いと考えられる．

3. 研究目的；本研究の目的は，開発した評価モデルを用い市町村において全事例評価を実施し，そこから抽出された課題と対策を検証し，プログラム評価における全事例評価(メゾレベル評価)の役割と意義を明らかにすることである．

4. 倫理的配慮；本研究は大阪府立大学人間社会学研究科研究倫理委員会の承認を得た．

5. 研究方法(1)評価の実施；開発した評価マニュアルを利用し，大阪府内の7市1町4区(人口2万人~40万人；政令市は区単位)で全事例評価を実施した．評価の対象は2009年4月~2010年2月に相談通報のあった事例とし，これらのすべての事例について，評

表1 メゾレベルの評価が全体に与える影響



価シート(エクセル仕様)の入力と2回のレビュー会議(11月,2月)を行うことにした。なお,評価の実施状況の確認,情報交換,指導助言を行う場として,実務者からなるワーキング会議と学識者等で構成されアドバイザー会議を組織し,評価内容の点検を行った。

(2)分析方法:各市町村からそれぞれ提出された入力済み評価シート(相談通報事例172件/その内,養護者からの虐待だと判断された133事例),レビュー会議報告書,事業報告書(総括評価),ワーキング会議,アドバイザー会議の会議録を分析対象とした。評価シートについては統計ソフトSPSS15.0 ForWindowsを用いた量的な分析を,報告書については質的な分析を行った。

**6.研究結果** (1)レビュー会議の実施状況;それぞれの会議での平均検討ケース数は15件,会議の時間は2時間程度であった。会議の参加者は市町村・地域包括支援センターを中心に3~13名,1ケースの検討時間は5~15分程度,評価シートの記入時間は1ケース10~20分程度であった。ケースに共通する課題の検討の時間は10~20分程度であった。

(2)全事例評価から浮かび上がった課題;相談通報事例の中で,初期対応で訪問による事実確認が48時間以内に行われていたのは28%,支援方針会議が開催されていたのは55%であった。個別事例からは,情報交換の不足や訪問時の体制が課題としてあげられた。初動期の対応で,虐待のレベルが改善した割合は,身体的虐待を主とするケースでは48%,経済的虐待が主のケースでは21%と差が見られた。経済的虐待解消のために成年後見制度が活用されていたのは2事例(内:市町村長申し立て1件)のみであった。また,息子が虐待を行っている場合に,息子自身が精神疾患や障害等の課題を抱えている割合が55%と高いことがわかった。その他に,認知症のケアのあり方,分離保護の円滑な実施,警察や医療との連携,介護保険事業所の支援,地域資源の不足などの課題があげられた。

(3)市町村において取られた対策;初期対応を迅速にすすめるため,虐待対応マニュアルの見直しが行われ,情報を円滑に行うための会議の定例化,事実確認のための訪問の体制整備・強化などが行われた。また,経済的虐待への対応として,成年後見制度の利用を進めるため,市町村申立ての手続きの一部の見直しが行われた(書類作成の一部を司法書会へ委託)。個別事例への対応に関しては,外部アドバイザーの活用と共に研修内容の見直しが行われた。精神疾患への対応は継続的な課題として,個別事例の詳細な検討,関係機関との連携の強化などが行われた。これらの結果は,総括評価としてまとめられた。

**7.おわりに**;当初,市町村で全事例評価を本当に実現することができるのかが懸念されたが,評価プロセスを効率化させること,評価手順を明確にしルーティン業務の中に位置づけること,全体の中での個々の評価の役割を明確化させることなどを行うことで,市町村の人口規模にかかわらず全事例評価の実施は可能であった。全事例評価は,高齢者虐待防止体制の課題を明確にし,体制の強化へとつながった。また,外部アドバイザーより助言を得ることで個別事例レベルでの対応力強化にもつながった。市町村の虐待防止の取り組みの評価を行う上で全事例評価の果たす役割は大きいと言える。